

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

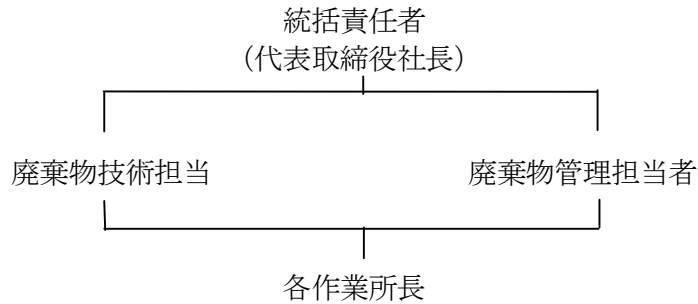
産業廃棄物処理計画書	
平成26年 6月13日	
鳥取県知事 様	
提出者 住 所 鳥取県 倉吉市 秋喜183-1 氏 名 株式会社 重道組 代表取締役社長 重道 正 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0858-28-2153	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 重道組
事業場の所在地	鳥取県 倉吉市 秋喜 183-1
計画期間	平成26年 4月 1日～平成27年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	昨年度の完成工事高 547,386千円
③ 従業員数	30人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	Co殻・As殻 ・再生処理業者へ委託→再生骨材として再資源化 建設発生木材 ・再生処理業者へ委託→チップ化して再資源化 ・再生処理業者へ委託→焼却処分 廃プラ等 ・最終処理業者へ委託→埋設処分

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (別紙1)

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (平成25年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	4491.5 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物のほとんどはC o 殻・A s 殻が占めており、発注者の指示に従い、再生処理工場へ搬出し再骨材化处理されている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	4491.5 t	t
	(今後実施する予定の取組) 従来とおりC o 殻・A s 殻については発注者の指示により、再資源化する。 建設発生木材についても発注者の指示により再資源化する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各作業所内で分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各作業所内で発生抑制、分別、再生利用の促進を図り、最終処分量を削減するよう努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	12.5 t	t
	(これまでに実施した取組) C o 殻を破砕し路体盛土に使用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	12.5 t	t
	(今後実施する予定の取組) 発注者の指示によりC o 殻を破砕し路体盛土に使用する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当無し（100%委託処理）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当無し		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当無し		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当無し		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	4479 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	4479 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生処理可能な物は、再生処理業者へ委託している。 マニフェストによる最終処分の確認を徹底している。		

②計画	【目標】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 可能な限り、再生処理業者へ委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び役割分担

統括責任者（代表取締役社長）

廃棄物技術担当者

廃棄物管理担当者

各作業所長

(2) 管理体制の強化

① 内管理体制

本社は各作業所における産業廃棄物処理状況を集計管理し、又はその管理体制を点検し、指導する。

② 作業所管理体制

各作業所長は作業所における産業廃棄物処理状況を集計し、本社へ報告する。

又、作業所で産業廃棄物管理体制を監督し、点検整備する。

③ 管理方法

各工事設計特記事項の指示に従い、マニフェストにより適正に管理する。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育、研修等を行う。

① 理職対象研修

課長級の職員を対象にして、作業所において発生する産業廃棄物の管理に係る法制度について、大幅な改正が行われる毎に行う。

② 棄物処理法令等研修

全従業員を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針等を周知、徹底する為に随時行う。

③ 現場廃棄物担当研修

工事現場で実際に廃棄物管理を行う担当者（主として作業所長）に、管理手法についての実務的な研修を行う。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関して、社会的な信頼を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況などについて情報公開に努める。

別紙 2

1. 平成 25 年度産業廃棄物発生量

	コンクリートくず	ガラス・陶器くず	金属くず	木くず	アスファルトくず	廃プラスチック類	混合廃棄物	汚泥	廃石綿
産業廃棄物の発生量	1992.8t			299.8t	2182.9t	16t			
自己直接再生利用	12.5t								
自己直接埋立処分又は海洋投入量									
自己昼間処理量									
自己中間処理残さ量									
自己中間処理後再生利用量									
自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量									
直接委託及び自己処理後委託処分量	1980.3t			299.8t	2182.9t	16t			
	処理委託量のうち、再生利用業者への処理委託量								
	1980.3t			299.8t	2182.9t	16t			

2. 平成 26 年度の目標排出量及び処理委託等の計画目標値については、平成 25 年度と同様とする。